特定非営利活動法人　トラ・ゾウ保護基金　定款

第1章　　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人　トラ・ゾウ保護基金という。
英名は Japan Tiger and Elephant Fund(略称 JTEF)とする。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を、東京都港区虎ノ門３丁目１８番１２号 ステュディオ虎ノ門 1111 に置く。

第2章　　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、生息地における野生生物保全活動に対する支援を核とした野生生物保全のための活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動
(2) 国際協力の活動

（事業）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 生息地における野生生物保全活動事業
(2) 生息地外における野生生物保全に関する教育・普及事業
(3) 野生生物保全に関する政策提言事業
(4) チャリティー・イベントの開催事業
(5) 会報発行事業

第3章　　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員
この法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる個人
(2) 団体賛助会員
この法人の目的に賛同する法人その他の団体

（入会）

第7条　会員の入会について特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会が別に定める入会時に要する会費を納入するものとする。

3　理事長は、前項の申込があったときには、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

4　理事長は、第 2 項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　会員は、理事会が別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（会費の不返還）

第12条　既納の会費は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上

(2)　監事　　１人以上

2　理事のうち、1 人を理事長、１人を事務局長理事とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2　理事長及び事務局長理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4　法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

2　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3　事務局長理事は、第 20 条に定める事務局を統括し及び理事会の委任を受けてこの法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　第 1 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合、役員の任期は、同項に定める任期の末日後最初の総会が終結するまでとする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（費用弁償等）

第 19 条　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2　前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局及び職員）

第 20 条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2　職員は事務局長理事が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関する基本的な事項は、理事会の議決によって定める。

4　前項に定める事項を除き、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、事務局長理事が別に定める。

第5章　総会

（種別）

第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 解散における残余財産の帰属

(7) 事業計画及び予算並びにその変更

(8) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、理事長あるいは理事長の指名した理事がこれに当たる。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

第6章　理事会

（構成）

第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条　定例理事会は、毎年 3 回開催する。

2　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は、理事長あるいは理事長の指名する理事がこれに当たる。

（議決）

第 36 条　理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の区分）

第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び校正）

第 45 条　予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条　この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条　借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会で定める法人に譲渡するものとす

る。

（合併）

第 52 条　この法人が合併しようとするときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用して（インターネット上のウェブサイトに公告事項を掲載して）これを行う。

第10章　雑則

（細則）

第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	李（戸川）久美
事務局長理事	坂元雅行
理事	朝倉淳也
理事	戸田耿介
理事	羽山伸一
理事	山極壽一
監事	辻村　章

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条の定めにかかわらず、成立の日から平成 23 年 1 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 10 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員（個人）	年会費	3,000 円
②団体賛助会員	年会費	一口 50,000 円（一口以上）